

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学環境安全衛生管理室規程

平成16年5月16日
規程第 95 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成16年規則第1号。以下「安全衛生管理規則」という。）第17条第3項の規定に基づき、環境安全衛生管理室に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 環境安全衛生管理室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

(室長)

第3条 室長は、教員又は一般職員をもって充て、安全衛生管理規則第5条に定める総括安全衛生管理者が選任する。

- 2 室長は、環境安全衛生管理室の業務を総括する。
- 3 総括安全衛生管理者は、必要に応じて、前条の第2号又は第3号の職員に室長の職務を代行させることができる。

(室長補佐)

第4条 室長補佐は、教員、技術職員又は事務職員をもって充てる。

- 2 室長補佐は、室長を補佐する。

(室員)

第5条 室員は、教員、技術職員及び事務職員をもって充てる。

- 2 室員は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 教員は、その専門的知識及び技能を用いて、本学の環境安全衛生管理に関する指導助言を行う。
 - (2) 技術職員は、本学の環境安全衛生管理に係る技術的事項に関する業務を行う。
 - (3) 事務職員は、法令等に則り、環境安全衛生管理に関する事務を処理する。

(業務)

第6条 環境安全衛生管理室は、総括安全衛生管理者の指揮の下に、次に掲げる業務を行う。

- (1) 安全衛生管理に係る総合計画に関すること。

- (2) 安全衛生管理に係る学内委員会に関すること。
- (3) 教育研究に係る、施設及び設備の安全衛生管理に関すること。
- (4) 防火・防災管理に係る総合企画に関すること。
- (5) 学生及び職員に対して行う、安全教育及び衛生教育に関すること。
- (6) 教育研究に用いる化学物質の管理に関すること。
- (7) 放射線障害の予防に関すること。
- (8) 遺伝子組換え生物等の管理に関すること。
- (9) 保健管理センターの事務処理に関すること。
- (10) 実験廃棄物の処理に関すること。
- (11) 危機に対するマニュアルの事務処理に関すること。
- (12) その他環境安全衛生管理に関すること。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、環境安全衛生管理室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。